

人 事 院 会 議 議 事 錄

会 議 日

令和7年11月13日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官
(説明員) (公平審査局)
役田局長、吉田審議官、村山首席審理官、植田首席審理官、
酒井審理官、蜂谷事務官

議 題

1 - 1 不利益処分審査請求事案に関する判定

令和7年第1号事案

原処分：懲戒免職処分

1 - 2 紙与審査申立事案に関する決定

令和6年第3号等併合事案

申立内容：令和5年7月及び8月の通勤手当を認定すること

令和6年1月1日付け昇給区分の決定をより上位に決定すること

議事の概要

○ 議題1 - 1 「令和7年第1号事案」については、担当局から、請求者の職責、非違行為の態様等も踏まえると、原処分は相当であり、原処分を承認することが適当であるとの説明があった。

同事案については、原処分を承認すると、三人事官一致で議決された。

○ 議題1 - 2 「令和6年第3号等併合事案」については、担当局から、令和5年7月の通勤手当を認定しなかったことは不当とは認められず、同6年8月の通勤手当は要求の事由は消滅しているものと認められ、同6年1月1日付け昇給区分の決定を更正すべき理由は認められないことから、棄却が適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。